

教職員の懲戒処分について

令和7年7月11日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
福山北特別支援学校 教諭 平田 晴彦 (24歳) (臨時的任用職員)	停職 6月	令和7年4月26日(土)午前2時過ぎ頃から午前3時45分頃までの間、福山市内の飲食店において、20代女性に対して、着衣の上から上半身や下半身を触る行為を行った。 これらの行為は、わいせつな行為に該当し、教育公務員としての職の信用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行
(内線) 4922
(直通電話) 082 - 513 - 4922
(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp